

会長選挙規程（会規第十九号）中一部改正

会長選挙規程（会規第十九号）の一部を次のように改正する。

第六条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の場合において、委員は、次条に定めるところにより、当該会議の場所以外から委員会に出席することができる。

第六条の次に次の一条を加える。

（出席の方法等）

第六条の二 委員は、委員長が許可したときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、法律事務所その他委員長が許可した場所から委員会に出席することができる。

2 通信機器の故障等により、映像又は音声による認識が困難となった場合、前項に規定する場所から出席する委員は、議事及び議決に加わることができない。

第八条第二項中「、第三項及び第四項」を「及び第三項から第五項まで並びに第六条の二」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、「委員会」とあるのは「常任委員会」と読み替えるものとする。

第十一条、第十三条及び第十七条第一項中「十日」を「十五日」に改める。

第十九条中「かつ、選挙権」を「その後速やかに選挙権」に改める。

第二十九条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項中「各投票区」とあるのは「各開票区」と、同条第三項中「投票所」とあるのは「開票所」と、「投票区」とあるのは「開票区」と、「投票に」とあるのは「開票に」と読み替えるものとする。

第三十五条第一項中「前条の届出と同時に費用」を「細則の定めるところにより、費用」に改め、同条第三項中「当選者が確定した後」を「第四十三条又は第四十六条の規定による公示後」に改め、同条第二号中「候補者」の下に「（前号の候補者を除く。）」を加え、同項に次の二号を加える。

三 第三十九条第四項の規定により当選者と決定した候補者

四 各投票区の投票開始時刻のうち最も早い時刻までに死亡した候補者

第三十五条に次の一項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める日を経過した後速やかに第一項の費用を返還するものとする。

一 費用を納付した者が前条の届出をしなかったとき 立候補届出期間の最終日

二 選挙の全部が無効となったとき 第四十七条の規定による公示をした日

附則

第六条第三項から第五項まで、第六条の二（新設）、第八条第二項、第十一条、第十三条、第十七条第一項、第十九条、第二十九条第二項並びに第三十五条第一項、第三項及び第四項（新設）の改正規定は、令和五年六月十六日から施行する。